清涼飲料用自動販売機設置事業者募集要項

滋賀県警察本部では、滋賀県警察学校及び滋賀県機動隊庁舎に設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集しますので、応募を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 公募施設

（1）場　　所

ア　滋賀県警察学校（本館）　　大津市御陵町 72－４

イ　滋賀県警察機動隊　　大津市御陵町 72－４

（2）種類及び台数

ア　清涼飲料水自動販売機（蓋付き紙カップ）　・・・　１台

イ　清涼飲料水自動販売機（缶・ペットボトル）・・・　１台

2. 公募物件

物件番号	設　置　場　所	種　類	設 置　許　可 面 積
1	警察学校	自動販売機（蓋付き紙カップ）	1.10 ㎡
2	機 動 隊	自動販売機（缶・ペットボトル）	1.10 ㎡

※（1）自販機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前にできる限り設置場所の確認を行ってください。

現地確認時には、必ず事前に下記担当あて連絡すること。

【警察学校】TEL　077-523-0309　庶務係　小椋

【機 動 隊】TEL　077-521-8979　庶務係　岩永

（2）上記に示す設置許可面積は上限面積、かつ一律の使用許可面積とする。（設置許可面積には、ゴミ箱と転倒防止対策のための器具の設置に要する面積を含みます。）

3. 国有財産の使用許可

（1）本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得ること。

（2）国有財産の使用許可は、内閣府所管国有財産部局長である滋賀県警察本部長が行います。

4. 国有財産使用許可の相手方の遵守事項

国有財産の使用許可の相手方（以下「設置事業者」という。）は、以下の項目を遵守すること。

（1）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守すること。

（2）滋賀県警察本部長の了承を得た場合を除き、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行すること。

（3）国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守すること。

(4) 本要綱の全記載事項を遵守すること。

5. 国有財産使用料

(1) 設置事業者は、滋賀県警察本部長に自販機の設置に係る提案使用料金額の総額を国有財産使用料として支払うこと。

(2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。また、滋賀県警察本部長は、消費税率及び地方消費税率に変更があった場合、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、国有財産使用料を改定することができる。

(3) 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第１項本文に規定する財務大臣の定める告示に定める率により計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

6. 使用許可期間

(1) 使用許可の期間は、令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日までとします。

(2) 契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても契約を解除することがあります。

7. 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員及び（３）から（６）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員でないこと。

(9) 法人にあっては、滋賀県内に本店又は支店又は営業所があること。個人にあっては、滋賀県内に住所を有すること。

8. 設置条件

(1) 自販機本体

ア　商品の売り切れ状態を長期間放置しないこと。商品の補充の頻度については施設担当者の指示に従うこと。

※　特に、警察学校については外出できない寮生がいるため、選定された事業者は、この趣旨を深く理解し、常に安定した商品供給を行い、万全な商品管理を行うこと。

イ　自販機ごとに電気の子メーターを設置すること。（設置費用及び電気料金は自己負担。）

ウ　警察学校の自販機（紙カップ）については、設置場所の片側が**ガラス壁**であるため、留意すること。

エ　警察学校の自販機（紙カップ）については、通路等への飛散防止のため、必ず蓋付きで提供すること。なお、蓋の提供方法については、**機器による自動装着**、又は**機器に付随するホルダー等への蓋の備え付け（セルフ式）**のいずれでも良いものとする。ただし、手動（セルフ式）の場合は、利用者が衛生的に取り出せる構造であること。

オ　警察学校の自販機（紙カップ）は、**タンク式**とし、水は設置業者が用意すること。

カ　販売品の変更等を希望する場合は、事前に施設担当者と協議すること。

(2) 転倒防止対策

自販機は転倒防止材を使用するなど、転倒防止対策を施すこと。

(3)　空き容器回収ボックス

ア　自販機の設置場所ごとに、1個以上のごみ箱又は空き容器分別回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に管理、回収、処分を行うこと。なお、ごみ箱等に投入された容器等は、全て回収、処分すること。

イ　ごみ箱等に投入された容器回収の頻度については、施設担当者の指示に従うこと。

(4)　その他

ア　物件番号１・２の両方に申請することは可能とする。

イ　設置場所の配置については、施設担当の指示に従うこと。

9. 質問書および回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受　付　期　間　：　令和８年 11 月 16 日（月）から　令和８年 11 月 30 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとします。

(2) 受　付　方　法　：　質問書（別添３）に記入の上、ファクシミリまたは電子メールで送付してください。

ＦＡＸ　：077-526-0282

電子メール：pa0003@pref.shiga.lg.jp

(3) 質問者への回答　：　質問者に対しファクシミリまたは電子メールで個別に回答します。

10. 提出書類

応募にあたっては、以下の書類を１１(1)に示す場所へ提出してください。（提出の際には**申請日、使**

用面積、押印等の漏れや誤りがないかよく確認すること。）

なお、必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1)　国有財産使用許可申請書(別紙様式 12)

(2)　使用料提案書（別添１）

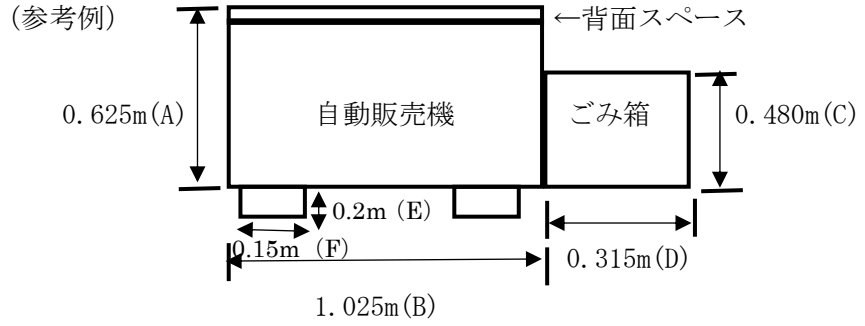
※提案使用金額は、年額（税込み）で記載すること。

(3)　販売品目一覧表（別添２）

(4)　設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力等を確認できるもの)

(5)　ゴミ箱又は空き容器回収ボックスのカタログ（寸法を確認できるもの）

(6)　設置図面（平面図）



A×B= 0.640625

C×D= 0.1512

E×F= 0.03

0.640625+0.1512+0.03= 0.821825　　改め　0.82

面積　0.82 ㎡

※ 自動販売機及びごみ箱等のサイズは、水平投影面積にすること。

※ 自動販売機の奥行きの長さは、**背面スペースも含める**こと。

※ **自動販売機の面積、ごみ箱等の面積、転倒防止対策のための器具の設置スペースの合計を算出した後、小数点３位以下を切り捨て**とすること。

(7)　誓約書（別添４）

(8)　役職員名簿（別添５）

(9)　法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）

※　個人にあっては、法人登記簿謄本に代わるものがあれば提出すること。

※　原本を提出すること。

※　複数の物件に申請する場合は、一部のみ本版で他は写しも可とする。

11. 申請書等の提出先及び提出期間

(1) 提 出 先　：滋賀県警察本部警務部会計課施設係

〒520-8501　滋賀県大津市打出浜１－10

(2) 提出期間　：**令和８年 11 月 16 日（月）から令和８年 12 月８日（火）まで**

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとします。

※ ① 郵便の場合、書留郵便により**令和８年 12 月７日(月)の午後５時必着**のこと。

② ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めません。

③ 複数の物件に応募する場合にあっては、10(８)の提出は１部で構いません。

12. 無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

(1) 関係書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったもの。

(2) 関係書類の記載に不備、不明瞭な点があるもの及び提出書類に不足があるもの。

(3) 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(4) 関係書類に虚偽の内容が記載されているもの。

(5) ７に定める必要な資格要件を有しない者がしたもの。

(6) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。

(7) 使用料提案書の記載金額が訂正されているもの。

13. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

14. 決定方法

(1) 提出された使用料提案書をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した使用料提案書の提案使用料金額が、設定した最低使用料金額以上の額で、最高金額を提案した者を設置事業者に決定します。なお、最低使用料金額は公表いたしません。

決定は、令和８年 12 月 14 日（月）です。**決定した者にのみ電話で連絡します。**

(2) 最高金額を提案した者が複数ある場合は、当該使用料提案者立会のもと、くじ引きにより決定することとし、令和８年 12 月 10 日（木）までに、該当者にのみ電話で連絡します。

15. くじ引きの場合

下記の指定場所、日時に参加すること。

場　所：滋賀県警察本部１F 聴聞室（大津市打出浜 1-10）

日　時：令和８年 12 月 14 日（月）　午前 10 時 00 分

申請者とくじ引きする者が異なる場合は、**くじ引きを実施する当日に委任状（別添６）を提出すること。**※委任状（別添６）は、受任者と委任者の押印漏れがないか確認しておくこと。

なお、当該使用料提案者が、諸般の事情により、指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ自動販売機設置業者を決定することとします。

16. 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、設置事業者に決定された者に通知するとともに、滋賀県警察ホームページに設置事業者名及び決定金額を掲載します。

17. 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消しすることができることとします。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可申請手続きを行わなかったとき。

(2) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(3) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(4) 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。

(5) その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められるとき。

18. 設置費用等

次の経費については、設置事業者の負担とします。

(1) 毎年度４月に徴収する使用料（国有財産使用許可に伴う使用料）

(2) 使用許可の手続に要する一切の費用

(3) 業務に必要な光熱水費（毎月納入通知書にて徴収）

(4) 業務に必要な設備の設置及び撤去等に必要な経費（子メーターの設置経費も含む）

(5) 業務の必要な設備の維持管理、補修等に必要な経費

(6) 自販機の安全対策、保健所等への届出等の費用

(7) その他業務に伴う一切の経費

19. 使用上の制限

(1) 許可用途以外に使用しないこと。

(2) 使用を認められた場所以外を使用しないこと。

(3) 滋賀県警察本部長による承認なく財産の原状を変更しないこと。

(4) 自己営業上の取引に関して、滋賀県警察本部長の名義を使用しないこと。

(5) 設置及び販売する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

20. 販売品の条件

(1) 販売品は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック、カップ式等の清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目により構成するよう努めること。

(2) 酒類及びその類似品を除くこと。

(3) デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

(4) 販売価格については、物件番号１はその品目の希望小売価格以下とし設置事業者が設定すること。
物件番号２はその品目の希望小売価格よりも 30 円以上安くすることとし設置事業者が設定すること。

21. 必要な報告

(1) 設置事業者は、自販機ごとに毎月の売上数量、売上金額を報告すること（様式不問）。

(2) 不当要求又は業務妨害を受けた場合は、速やかに不当介入[不当要求・業務妨害]事案通報書（別添７）により報告すること。

22. 維持管理

(1) 不具合の修繕、販売品の補充、賞味期限及び金銭の管理等、自販機の維持管理は設置事業者の責任において適切に行うこと。

(2) 関係法令等を遵守するとともに衛生管理及び感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

(3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記すること。

23. 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任により設置場所を原状回復し、返還すること。

24. その他

(1) 自販機の設置に際しては子メーターを設置し、自販機と同様に設置事業者の責任において維持管理等を行うこと。

(2) 応募者が使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

参考(設置場所データ等)

令和７年度売上実績（自動販売機）

物件番号	設 置 場 所	種　類	売上数量
1	学　校	自動販売機（紙パック）	3,290 本
2	機動隊	自動販売機（缶・ペットボトル）	11,325 本
(参考)	学　校	既設自販機Ａ（缶・ペットボトル）	9,806 本
(参考)	学　校	既設自販機Ｂ（缶・ペットボトル）	9,583 本

※　売上数量は、設置事業者の申告によるものです。